

令和 3 年 5 月 21 日 決定
令和 3 年 6 月 3 日 変更

特措法に基づく緊急事態措置に係る 沖縄県対処方針

実施内容

国による緊急事態措置区域の追加を踏まえ、これ以上の新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第45条及び同法第24条により、県民・事業者等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施する。

区 域

沖縄県全域

期 間

令和 3 年 5 月 23 日（日）～ 6 月 20 日（日）

※6月3日緊急事態措置の強化を決定

【県民及び県内に滞在している皆様への要請】

法第24条第9項：協力要請

法第45条第1項：緊急事態措置としての要請

要請内容

外出自粛要請 <外出及び接触機会を徹底的に削減しましょう>

◆日中も含めた不要不急※の外出や移動を自粛すること。特に20時以降の外出を控えること
(法第45条第1項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。

◆必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動すること
買い物は代表1人で行くなど混雑を作らない取組をお願いします(法第45条第1項)

◆都道府県間の移動・往来は自粛すること(法第45条第1項等)

オンライン会議の活用等により出張は控える。やむを得ず往来する場合は、必ず事前(3日前程度)にPCR検査を受検し、現地での会食を避け、帰沖後速やかにPCR検査を受検し1週間は、家族以外の方との会食は控えること

◆離島との往来は、自粛すること(法第45条第1項)

※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤並びにワクチン接種等これに準じるものを除き、離島との往来を控えてください。

◆模合、ビーチパーティー等飲食につながるイベント等は自粛すること(法第24条第9項)

飲食関係による感染を多数確認しております。また、屋外のバーベキューでの感染事例も確認していますので、この期間は飲食につながるイベントの自粛をお願いします。

※県内滞在者は、法第24条第9項に基づき、県民と同様の協力を要請します。

【県民及び県内に滞在している皆様への要請】

法第24条第9項：協力要請
法第45条第1項：緊急事態措置としての要請

要請内容	飲食での要請 ◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること（法第45条第1項） なお、期間内は時間を問わず酒類提供しないよう要請しているので店舗へ酒類提供を求めず、酒類の店内持込も行わないこと ◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控えること（法第45条第1項） ◆会食は、同居家族等と、少人数かつ短時間で実施、感染対策が徹底されていない飲食店の利用を避けること（法第24条第9項） （感染対策未実施例：店員がマスク未着用、手指消毒用の設備が無い、換気が悪い、席の間隔が狭い、アクリル板の設置が無い、入店時の検温・マスク着用の呼びかけが無い） ◆飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力すること（法第24条第9項） 検温、マスク着用、手指消毒、間隔をあけた配席等店舗が求める感染予防対策にご協力ください 沖縄県医療非常事態宣言（法第24条第9項） ●不要不急な救急受診は控えること 体調不良時は、日中のクリニック等かかりつけ医を受診、発熱時は県コールセンターを利用 ＜沖縄県新型コロナウイルス感染症相談コールセンター：098-866-2129＞ ●毎日検温等の健康観察をし、少しでも症状がある場合、通勤、通学、外出等を止めること ※県内滞在者は、法第24条第9項に基づき、県民と同様の協力を要請します。
------	--

【来訪者（沖縄への来訪を検討している）の皆様へ】

期 間

令和3年5月23日（日）～6月20日（日）

協力内容

来訪自粛（感染急拡大中）

◆県外からの来訪（帰省を含む）について、緊急事態措置期間は自粛してください

やむなく必要があつて、来訪する場合は、本県入域前（3日前程度）に確実にPCR検査又は抗原検査による陰性判定を受けてください。なお、来訪前に検査が受けられない方は、那覇空港、宮古空港、下地島空港、新石垣空港到着時にPCR検査を受検できる体制を整備しておりますので、受検ください。

また、来訪後、県民の方との会食等の接触は控えてください。

※県内においては、県内滞在者として法第24条第9項による要請の対象です。
日中を含めて不要不急の外出自粛、特に20時以降の外出はお控えください。

【飲食店等への要請】

法第24条第9項：協力要請 法第45条第2項：緊急事態措置としての要請

期 間	令和3年5月23日（日）～6月20日（日）
対象施設	〔飲食店〕 飲食店（宅配・テイクアウトを除く） 〔遊興施設・結婚式場等〕 バー、カラオケボックス・結婚式場等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店
要請・協力 依頼内容	【酒類又はカラオケ設備を提供（利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む）する飲食店（酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く）及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店】 ◆休業要請（酒類・カラオケ設備の提供停止）（法第45条第2項） 【上記以外の飲食店（宅配・テイクアウトを除く）】 ◆営業時間短縮要請 5時から20時まで（酒類・カラオケ設備の提供停止）（法第45条第2項） ◆次の感染防止対策を実施する（法第45条第2項） ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（退場も含む） ・施設の換気を行う ・アクリル板等の設置又は1 m以上の距離の確保 ◆業種別ガイドラインを遵守する（法第24条第9項） ◆県の実施する感染防止対策促進の巡回事業への協力（法第24条第9項） ◆結婚式場においては、飲食店と同様の要請に従うこと。（法第45条第2項）また、できるだけ1.5時間以内で、少人数（50人または50%のいずれか小さい方）で開催すること（働きかけ）
追加措置	※これまで対象外として整理していた、宿泊客等特定客のみの飲食店（ホテルのラウンジ等）も要請の対象とします。6/7～6/20の期間、要請に応じて協力していただければ、協力金の支給対象となります(法第45条第2項)。 ※多くの事業者の協力を得るため、5月24日以降に協力に応じる店舗についても、協力金の支給対象とします(6/7～6/20の期間の協力に対し支給)(法第45条第2項)

【イベントの開催についての要請・働きかけ】

法第24条第9項：協力要請

期 間

令和3年5月23日（日）～6月20日（日）

※1,000人超のイベントについては、5月22日-24日までは、周知期間とし、5月25日から適用する。周知期間終了後までに販売が開始されたチケットは、上限5,000人以下を満たす場合はキャンセル不要とする。

※1,000人以下のイベントについては、6月3日-6日までは周知期間とし、6月7日から適用する。周知期間終了後までに販売が開始されたチケットは、上限1,000人以下を満たす場合はキャンセル不要とする。

※上記周知期間後は、チケットの新規販売を停止すること。

要請内容

◆規模や場所に関わらず全てのイベントは、延期又は中止を要請する※（無観客又はオンライン配信の場合は除く）（法第24条第9項）

※各種試験、採用活動等オンライン配信等が困難かつ業務上必要なものの為延期がどうしても難しいイベントを除く。

イベント実施時の留意事項

- ◆酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を行わない（働きかけ）
- ◆営業時間は21時まで（無観客で開催される催物を除く）（法第24条第9項）
- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する（法第24条第9項）
- ◆催物前後の3密および飲食を回避する方策の徹底（法第24条第9項）
- ◆国の接触確認アプリ（COCOA）・沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート（RICCA）の導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する（法第24条第9項）

【事業者・経済界への要請・働きかけ】

法第24条第9項：協力要請

期間

令和3年5月23日（日）～6月20日（日）

要請内容

■会議、説明会、営業活動等の回数や人数を7割減（回数・参加人数）

- ◆職場への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す（働きかけ）
- ◆職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進する（働きかけ）
- ◆20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する（働きかけ）
- ◆職場や店舗等における業種別ガイドラインに沿った感染防止対策を行う事（法第24条第9項）
 - ・従業員の体調管理の徹底（出勤時の検温等）し、体調不良職員を休ませること
 - ・休憩場所や食事場所など、感染リスクが高い場所を再点検する
 - ・社員寮など共同生活の場での感染防止対策を徹底すること
 - ・事業所の換気を励行すること
- ◆自社の従業員に対し、休業要請・営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えるよう求める（法第24条第9項）

◆学校等の臨時休業に伴い、育児等のために休む必要がある従業員に対して、休暇取得を認めること（働きかけ）

- ◆会議、集会、説明会、研修、学会等の開催を延期・オンライン・規模縮小・分散開催すること（法第24条第9項）
- ◆自社の従業員に対し、懇親会、模合、ビーチパーティー等を控えるよう求めること（法第24条第9項）
- ◆屋外照明（防犯対策上、必要な物等を除く）を夜8時以降夜間消灯すること（働きかけ）

実施状況を積極的に公表してください

【交通事業者への要請・働きかけ】

要請・協力依頼内容	◆主要ターミナルにおける検温を実施すること（働きかけ） ◆航空、船舶、バス、タクシー等の公共交通事業者において、業種別に定める新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインを遵守するよう要請すること（法第24条第9項）
-----------	--

【各市町村と連携した取組を実施】

依頼内容	◆防災無線、広報車等を活用した地域住民への感染防止対策の周知啓発、自治会等への協力の呼びかけ ◆飲食店等への巡回（感染防止対策の呼びかけ、休業要請・営業時間短縮要請の徹底を強力に呼びかけ） ◆各種施設、公園等の管理者としての取組（路上、公園等における集団飲酒等への注意喚起を含む） ◆発熱時の医療受診方法の周知（不要不急の救急受診抑制、 沖縄県新型コロナウイルス感染症相談コールセンター098-866-2129）
------	--

【学校等への要請】

法第24条第9項：協力要請

期 間

令和3年5月23日（日）～6月20日（日）

要請内容

- ◆県立学校は原則、7日から20日まで休校する。また、小中学校については、県立学校の対応に準じ、対応するよう市町村教育委員会に依頼する。
- ◆幼児児童生徒に対し、不要不急の外出自粛を徹底する。
- ◆休校中は、オンライン等を活用し、学びの保障を行う
- ◆県立学校の部活動は中止する。
- ◆「学校PCR支援チーム」により、迅速なPCR検査実施のため必要な支援を行う。

◆大学、専門学校等では原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避する

- ◆大学は学生に対し、以下の行動を自粛するよう徹底すること
 - ・休業要請・営業時間短縮を要請した飲食店等への出入り
 - ・大人数での行動や、バーベキューや友人宅等での飲酒

保育所等

- ◆市町村に対し、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事し、仕事を休むことが困難な保護者を除き、児童の家庭保育や登園自粛の依頼、又は臨時休園等の対応を検討するよう依頼する。
- ◆市町村に対し、学校が休校となる地域の放課後児童クラブの午前中の開所について検討するよう依頼する。

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼①営業時間の短縮を要請する施設】 法第24条第9項：協力要請

期 間

令和3年5月23日（日）～6月20日（日）（※ただし、土日の休業要請については、6/5(土)からとする）

要請・
協力依
頼内容

対象施設
(特措法施行令第11条)

内訳

要請・協力依頼内容

劇場等（第4号）

劇場、観覧場、映画館、
演芸場、プラネタリウム

集会場又は公会堂
(第5号)

集会場、公会堂

展示場（第6号）

展示場、貸し会議室、文
化会館、多目的ホール

ホテル又は旅館
(集会の用に供す
る部分に限る)
(第8号)

ホテル・旅館（集会
の用に供する部分に
限る）

- 入場者の整理誘導等を徹底する（法第24条第9項）
- 整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する（働きかけ）
- 酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を行わない（働きかけ）
- 映画上映は平日は21時までの時短、土日は休業要請
(1,000㎡超は法第24条第9項)
- イベント開催以外の場合は平日は20時までの時短、土日は休業要請
(1,000㎡超は法第24条第9項)
- 結婚式を行う場合は、飲食店と同様の要請に従うこと（法第45条第2項）
できるだけ短時間（1.5時間以内）で、少人数（50人または50%いずれか
小さい方）で開催すること（働きかけ）

【※1,000㎡を超える施設について、特措法に基づく営業時間短縮の要請に協力いただいた事業者には、協力金を支給】（他の補助メニューがある場合は、対象外となります）

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼②営業時間の短縮を要請する施設】 法第24条第9項：協力要請

期 間 令和3年5月23日（日）～6月20日（日）（※ただし、土日の休業要請については、6/5(土)からとする）

要請・協力依頼内容

対象施設（特措法施行令第11条）

内訳

要請内容

商業施設
（生活必需物資を除く）（第7号）

大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店（食品、衣料品、医薬品、雑貨、燃料等生活必需物資を除く）

■（床面積1,000㎡超の施設）営業時間を平日は5時から20時までの時短、土日は休業要請（法第24条第9項）

運動・遊戯施設（第9号）

体育館、スポーツクラブ、パチンコ屋、ゲームセンター等

■（床面積1,000㎡以下の施設）営業時間を平日は5時から20時までの時短、土日は休業（働きかけ）

博物館、美術館等（第10号）

博物館、美術館等（図書館を除く）

■入場者の整理誘導等を徹底する（法第24条第9項）

遊興施設（第11号）

性風俗店、デリヘル、個室ビデオ店、ライブハウス、場外馬（車・船）券場

■セール等の集客イベントの延期又は中止(法第24条第9項)

■整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する（働きかけ）

サービス業（生活必需サービスを除く）（第12号）

スーパー銭湯、エステサロン、写真屋など（理美容、クリーニング屋、不動産屋など生活必需サービスを除く）

■酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を行わない（働きかけ）

■イベント開催の場合は平日は21時までの時短、土日は休業要請（法第24条第9項）

【※1,000㎡を超える施設について、特措法に基づく休業・又は営業時間短縮の要請に協力いただいた事業者には、協力金を支給】（他の補助メニューがある場合は、対象外となります）

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼③】

法第24条第9項：協力要請

期 間	令和3年5月23日（日）～6月20日（日）	
要請・協力依頼内容	対象施設（特措法施行令第11条）	要請・協力依頼
	保育所、介護老人保健施設等の社会福祉施設（第2号）	・感染リスクの高い活動等の制限（働きかけ） ・適切な感染防止対策の協力を要請（法第24条第9項）
	葬祭場（第5号）	・酒類提供（利用者による酒類の持ち込みを含む）の停止（働きかけ）
	図書館（第10号）	・入場者の整理誘導等を徹底する（法第24条第9項）
	ネットカフェ・漫画喫茶※、銭湯、理容室、質屋、貸衣装屋、クリーニング店など（第12号） ※ネットカフェ・漫画喫茶のうち夜間の長期滞在を目的とした利用が相当の場合	・入場者の整理誘導等を徹底する（法第24条第9項） ・店舗での飲酒につながる酒類提供停止（利用者による酒類の持込を含む）及びカラオケ設備の使用自粛（働きかけ）
	自動車教習所、学習塾、英会話教室、音楽教室など（第13号）	・オンライン活用等の働きかけ（働きかけ）
公共施設	■県立施設は、原則休館とする。市町村にも同様の取扱いを働きかける。	

重点検査の拡充

1. 高齢者施設の従事者に対する検査

感染拡大地域における検査の頻回実施(2週に1回程度)、抗原定性検査の導入

2. 歓楽街における集中検査の延長・拡大

飲食店従業員向けの集中検査を延長実施、歓楽街での拡大に応じて集中検査を拡大

3. モニタリング調査の促進

対象者を拡大し、幅広く検査を実施、保育所・幼稚園等職員の定期検査の実施

4. 県独自の検査事業の推進・強化

希望者PCR検査、エッセンシャルワーカー定期検査の推進(障害者施設職員の追加)、
那覇空港PCR検査、本土直行便のある離島空港PCR検査体制の構築

5. 変異株検査の拡充

衛生環境研究所での検査体制の拡充、民間検査機関との連携による拡充、インド株検査体制の構築

6. 学校PCR支援チームの設置

学校関係者に感染者が発生した場合、クラス等単位の接触者を対象として迅速にPCR検査を行える体制の構築

新型コロナウイルスワクチン接種の促進

1. 新型コロナウイルスワクチン広域接種センターの設置

市町村の高齢者向けワクチン接種を補完
県による広域接種センターの設営（沖縄コンベンションセンター、県立武道館の2カ所）
で準備中

2. 医療従事者向けの優先接種の推進

6/3現在、1回目接種86.6%、2回目接種65.1%

3. 市町村への支援

ワクチン接種副反応対応コールセンターの設置
離島市町村への派遣医療従事者の調整支援

医療提供体制の整備



1. 入院病床の確保

重点医療機関等(23病院→25病院)を増設

重点医療機関等に要請し病床536床→585床を確保

病床確保のため、コロナ回復者の受入促進を図る協力金を創設

2. 軽症者向け宿泊療養施設の確保

那覇市内に2ヶ所(計260室)、北部地区(30室)、宮古地域(73室)、八重山

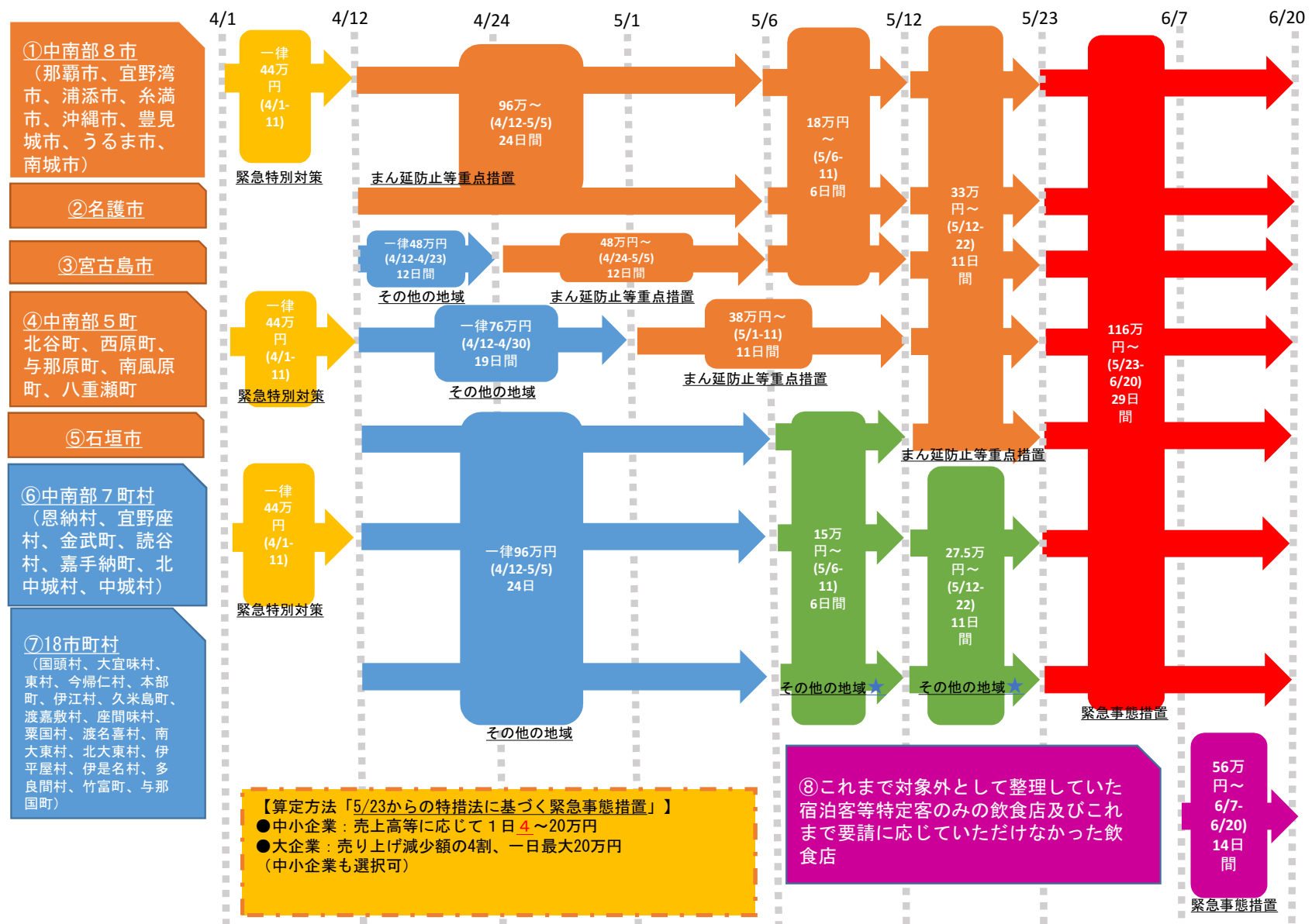
地域(50室)の計413室を確保、新たな宿泊施設の施設設置を協議中

3. 自宅療養者へのフォローアップ体制

県コロナ本部内に「自宅療養健康管理センター」を設置し、看護師などによる健康観察や相談、配食支援、医療資器材の貸与を実施

4. 看護師・保健師を募集中(看護協会ナースセンター:098-888-3127(3128))

うちなーんちゅ応援プロジェクト 感染拡大防止協力金について



大規模施設等に対する休業・時短営業協力金の見直し

